相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　田村　精太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月八日
石川県石川郡野々市町中林二丁目八八番地
相続財産管理人　中村　誠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　北川　庄平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月八日
石川県石川郡野々市町中林二丁目八八番地
相続財産管理人　中村　誠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　前田助九郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月八日
石川県石川郡野々市町中林二丁目八八番地
相続財産管理人　中村　誠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　田村久兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月八日
石川県石川郡野々市町中林二丁目八八番地
相続財産管理人　中村　誠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　田村辰次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月八日
石川県石川郡野々市町中林二丁目八八番地
相続財産管理人　中村　誠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　田村八右ヱ門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月八日
石川県石川郡野々市町中林二丁目八八番地
相続財産管理人　中村　誠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　西川　賢正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月八日
石川県石川郡野々市町中林二丁目八八番地
相続財産管理人　中村　誠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市緑区浦里一丁目六八番地、最後の住所名古屋市緑区浦里一丁目六八番地第二鳴海西住宅一〇五号
被相続人　亡　大島　惠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月八日
名古屋市中区錦一丁目一一番二〇号大永ビル九階南舘・北川・伊藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区中山手通二丁目一六番、最後の住所神戸市中央区中山手通二丁目一六番三号サニーサイド三〇五
被相続人　亡　長濱みよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月八日
神戸市北区南五葉一丁目三番一九号シャトータカラ二〇五号
相続財産管理人　司法書士　宮家　史子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市東区箱崎一丁目二六九九番地、最後の住所福岡市南区若久一丁目三三番三号
被相続人　亡　藤井　善澄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月八日
福岡市早良区百道浜四丁目一九番七号
相続財産管理人　村山　壽人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市若松区白山一丁目四〇三番地二、最後の住所北九州市若松区白山一丁目八番三一八号
被相続人　亡　川上　勝

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成21年12月8日

東京都千代田区紀尾井町3番30号
社団法人不動産保証協会

平21不保1055	有限会社グローバル	代表取締役	北海道札幌市中央区大通西27―1
		太田渉	1000万円
平21不保1056	株式会社Mr.ルーフマン	北海道知事	石狩(1)7111
		代表取締役	北海道札幌市東区丘珠町635―1
		秋山信介	〃
平21不保1057	アイホーム不動産	北海道知事	石狩(1)7543
		熊谷芳郎	岩手県岩手郡滝沢村滝沢葉の木沢山400―7
平21不保1058	オーク・フォレスト・ホームス株式会社	岩手県知事	(3)1983
		代表取締役	宮城県黒川郡富谷町成田4―28―6
		岡崎達也	〃
		宮城県知事	(2)5131

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月八日
北九州市小倉北区金田一丁目五番二―六〇一号
相続財産管理人　重永　酉子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年十二月八日

一、墳墓等所在地　栃木県小山市西黒田三一四
一、墳墓等の名称　宗教法人菩提院　小山菩提霊苑
一、死亡者の本籍及び氏名　広島県呉市広町一六七四二番地　池田昌紀、東京都中野区新井二―三四―一　小池天堂
一、改葬を行おうとする者　栃木県小山市西黒田三一四　宗教法人菩提院　小山菩提霊苑　福地広彦